

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 当該求職者の就業後、雇用契約期間中（雇用契約期間が 1 年を超える場合は 1 年間分を上限とする）に支払われる賃金（内定書や労働条件明示書等に記載されている額）の 30% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 ■当該求職者の就業後、1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件明示書等に記載されている額）の 15% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	■着手金 500,000 円 ■活動 1 日あたり 30,000 円 成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用契約期間が 1 年を超える場合は 1 年間分を上限とする）に支払われる賃金（内定書や労働条件明示書等に記載されている額）の 40% 手数料負担は求人者とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。